

【重要事項説明書】

日本橋淡青法律事務所

「刑事弁護 SOS」のご説明（契約概要）

～必ずお読みください～

- ・ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を、この重要事項説明書に記載しています。お申込み前に必ずご確認ください。
- ・本説明書は、契約の重要部分を記載したものです。詳細については、必ず契約書を参照ください。

1 契約者の方は、リリース後、刑事弁護 SOS をダウンロードし、これを利用することができます。(iphone 版が平成 29 年 10 月末、android 版が同年 11 月末にリリース予定です)。リリース前のダウンロードはできませんのでご注意ください。また、リリース時期が、予告なく遅れる場合があります。

2 契約者の方が、緊急 SOS を発信した場合、その時点から可及的速やかに弁護士が連絡（「緊急電話サービス」）し、発信から 24 時間以内に弁護士が接見・面会（「緊急接見サービス」）します。迅速な対応を心がけておりますが、保証されるのは、速やかな緊急電話サービス及び 24 時間以内の接見・面会（緊急接見サービス）です。

3 緊急「電話」サービスの対応地域は日本全国です。

他方、緊急「接見」サービスの対応保証地域は、東京都 23 区内に所在する警察署及びその管轄区域内に限られます（随時拡大予定）。その他の地域については、首都圏近郊（東京 23 区外、千葉県、茨城県、埼玉県、神奈川県等）であっても、緊急「接見」サービスの対象地域の範囲外です。もっとも、緊急「接見」サービスの保証対象外とはいえ、緊急「電話」サービスの対応は受けられること、緊急「接見」サービスについても対応できることがありうることから、緊急時には、まずは緊急 SOS の発信を行うことをお勧めします。

4 対応できる時間は、平日午前 7 時から午後 11 時（夜 11 時）までです。土曜日、日曜日、祝日、8 月 13 日から 8 月 17 日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は、終日、サービスの対象日時に含まれません。

- 5 事件が、契約が有効となる日より前に発生したものである場合には、その事件については、無料の接見や法的アドバイスの対象になりません（有料でのサービスとなります）。サービスの対象となるためには、契約が有効に成立した後に発生した事件であることが必要となります。
- 6 支払は、クレジットカード決済に限ります。
ただし、法人の方は、銀行振込も可能です。個別にご相談ください。
- 7 無料の接見・法的アドバイスのサービスは、契約者あたり、年1回までとします。2回目以降は無料のサービスの対象ではなく、別途契約が必要となります。無料のサービスを受ける権利の繰り越しはありません（つまり、1度も無料サービスを受けることなく3年目を迎えたとしても、3年目に受けられる無料のサービスは1回までで、3回受けられるわけではありません）。
- 8 現地までの交通費、宿泊が必須の場合の宿泊費等の実費は生じ、それは依頼者の方の負担になります。
- 9 支払済みの費用については、弁護士費用への充当が可能です。詳細はこちらを参照ください。
- 10 契約は自動更新です。解約を希望される場合には、自動更新の3週間前までにご連絡ください。解約は、自動更新の停止の意思表示となります。更新されるまでの間の契約は有効なままであり、既払いの費用については返還されないのご留意ください。